

蟹江小学校いじめ防止基本方針

H29. 4. 1改訂

1 はじめに

(1) いじめの定義

児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。（平成19年2月文部科学省）

(2) 基本的な認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識する。

- ① 「弱いものをいじめることは人として許されない」という認識をもつこと。
- ② いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと、いじめる側の子どもの生育背景にも十分に目を向けること、また傍観者の子どもへの指導も怠らないこと。
- ③ いじめ問題は、学校の姿勢や取組、教師の子どもへの指導の在り方を問われる問題。
- ④ いじめ問題は、「未然防止」・「早期発見」・「早期解決」を心がけなくてはならない。
- ⑤ 学校・家庭・教育関係諸機関・地域社会等のそれぞれが役割を果たし、連携しあうことが肝要であること。

2 いじめをおこさない学校づくりのために

(1) 実効性ある指導体制の確立

① 校長のリーダーシップ

校長のリーダーシップの下で、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図る。また、密接な情報交換により共通認識を図り、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する。

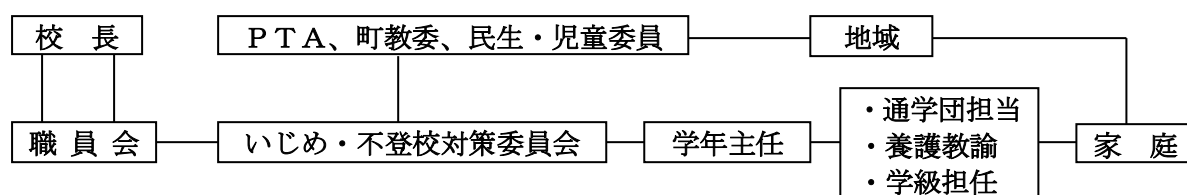
校長、教頭、生活指導主任等は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ指導・助言する。その対応状況等について、逐次報告を受け、その解決に至るまで適切にフォローする。

② 組織体制・相談体制の充実

ア 組織体制について

以下のような組織体制を確立し、機能的な運用を図る。

※ いじめ(含む不登校)に対する校内組織 (学校経営案と一致)



イ 相談体制について

- ・ SC(スクールカウンセラー)による相談活動
- ・ 定期アンケートによる相談活動 ※1学期・2学期各1回 1学期は抽出
- ※ 自学自習ノートの活用による相談活動(3年生以上対象)
※ 現在使用しているノート等があれば、それを活用して実効性を上げる。

③ 校内研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容を持った校内研修を積極的に実施する。

※ SCの活用

④ 外部機関との連携

ア 教育委員会との連携

いじめが発生した場合、速やかに教育委員会に報告をする。連携をしつつ、きめ細かな状況把握を行い、教育委員会の指導助言を受け適切な対応に努める。

イ 外部諸機関との連携

いじめが発生した場合、必要に応じて児童相談所、警察等の外部諸機関と連携をしつつ、早期の解決をめざす。

(2) 指導の方針

① 指導の重点(※学校経営案と一致させる)

- ・ 予防に力点を置くと同時に、早期発見、解消に努める。
- ・ 教育相談活動を定期的・計画的に実施する。
- ・ 校内の指導体制を確立するとともに、関係機関や小中学校との連携を図る。
- ・ 児童虐待の早期発見に努める。
- ・ 情報モラル教育を進める。

② 全ての子どもへの指導 傍観者を作らない！指導

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童生徒に徹底させなければならないこと。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、子どもに持たせる。
- ・ いじめられる子どもや、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている子どもを徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
- ・ 特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人、教師、親に必ず相談するようにすること(まして、自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないこと)を、メッセージとして伝える。
- ・ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、道徳教育、心の教育を通して、このような指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。

- ・ 学級（ホームルーム）活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むようにする。

※ 現職教育 H24学級会活動 H25道徳指導の発展的活用とH26現職教研課題のコラボ

※ 児童会組織の活用 児童の自治意識を高める

児童自らが、自分の学校からいじめをなくすために、校内自治意識を高める活動に取り組む。

例えば、平成26年度前期の役員を決める選挙では、立候補公約の中に「いじめのない学校づくり」が盛り込まれている。また、平成25年度は児童会が年間活動テーマとして「いじめなし 笑顔が自慢の 蟹江小」を掲げ、集会時はいじめ防止を呼びかけるなどの活動が行われている。今後も、児童会の活動を全面に出して、児童間でのいじめ防止に向けての活動を活発化させていけるとよい。

③ いじめる児童への指導・措置

- ・ いじめを行った子どもに対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- ・ いじめを行う児童に対しては、一定期間、校内においてほかの子どもと異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することができる。さらに、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童を守るために、いじめる児童に対し出席停止の措置を講じたり、適切な関係機関の協力を求め厳しい対応策をとったりすることも必要である。

特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う子どもについては、警察との連携を図る。

3 いじめの未然防止のために

<重点目標>

- いじめを許さない子どもを育てる教育活動の充実
- いじめの早期発見・早期対応に向けた取り組みの充実
- 教育相談体制の充実
- いじめに係る教師の人権意識

(1) いじめを許さない学校経営

○ 校内指導体制の強化

校長のリーダーシップの下で、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図る。また、密接な情報交換により共通認識を図り、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する。

- ・ 子どもの実態や保護者の子どもに対する考えや関わり方を把握
- ・ 危機管理の心構え「さしすせそ」の確認

(さ：最悪を考え し：慎重に す：すばやく せ：誠意を持って そ：組織的な対応を)

- ・ 生徒指導の機能化（情報交換・共通理解、攻めの生徒指導）
- ・ 実践的な校内研修の実施

(2) いじめを許さない学級経営

<<< 豊かな人間関係を築く >>>

傾聴的な態度や積極的なコミュニケーションで、子ども一人ひとりの内面理解を深める。
内面理解を図りながら、心を開くことができる人間関係作りに努める。

- ・ 声をかけるなど、日頃から子どもと触れ合う機会を多く持つ。
- ・ 表面的な行動のみで判断するのではなく、一方的に叱責したり、注意したりするだけの教員とならないようにする。
- ・ どの子どもに対しても、「よさ」を見つけ、「認めること」「ほめること」を心がける。
- ・ 子どもの家庭環境等を配慮し、必ずしも学校の規則等に縛られることなく、他の教職員の協力・理解の下、個に応じた対応を行う。

<<< 豊かな心を育てる教育活動 >>>

- ◇ 道徳教育や体験活動を充実し、豊かな人間性を育む教育を推進することで、人権感覚や人権意識を高める。
- ◇ 学級活動や教科指導で、友達の考えや思いを受け入れたり、自分の考えを見つめなおしたりする場面を設定することで、自己理解や他者理解を深める。
- ◇ 子どもたちに、知る喜びや学ぶ楽しさを体得させる。

- ・ いじめを題材とした教材をとりあげたり、体験的な活動で思いやり、生命、人権を大切にする指導に努めたりする。
- ・ 学級会活動や班活動で、子どもが自主的・実践的に活動ができるよう工夫する。
- ・ 構成的グループエンカウンター等の手法を活用して、自己理解や他者理解をできるような場面を設定する。
- ・ 疑問に思っていること、知りたいことなど、知的好奇心を刺激したり、興味関心を持たせたりするよう工夫する。

4 いじめの早期発見について

(1) いじめを発見する手立て

① 日常の生活から

- ・ 登校後、授業中、休み時間、給食中、清掃中などで、気になる様子に目を配る。

② アンケート調査から

- ・ 学校独自に作成した「心のアンケート」を実施する。 1・2学期各1回
 - ※ 5月 学級作りに活用 → 気になる児童については、個別に「教育相談」
 - ※ 11月 その後「教育相談」「個人懇談」に繋ぐ
 - * 新たに1学期に調査を入れる。

③ 教育相談から

- ・ 定期的実施したり、アンケートをもとにししたりして随時実施する。

④ いじめ問題に対応する年間指導計画(別紙参照)の作成 → 道徳の授業計画とリンク

- ・ 定期的に取り組むことで、個の変容を把握する。

⑤ **保護者や地域からの情報提供から**

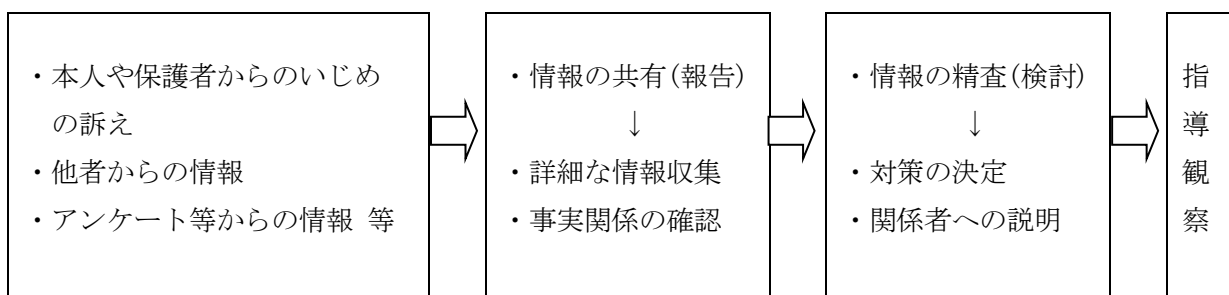
- ・ いじめ問題に対する学校の方針や取り組みを保護者や家庭に周知しておく。
- ・ P T A、学校評議員、民生児童委員等から情報収集を行う。

(2) いじめの判断について

いじめの判断については、双方の児童生徒の人権に配慮する必要があるため、慎重かつ迅速に実態把握を行い、情報を共有し十分に検討する必要がある。特に、本人や保護者からの訴えがあった事案については個人で判断するのではなく、校長に報告し、校長の指示のもとで学校として対応することが求められる。

※ 本人・保護者からの訴え、あるいは周囲からの通報あるいは現場遭遇により、事案が発生した場面で、本人が「いやだ」と感じたら、理由の如何を問わず、まずは「いじめ」という前提で対応する。

○ いじめ発生からの流れ



5 いじめの解決に向けて

(1) 正確な実態把握・情報収集

- ① プライバシーに配慮しながら、関係する児童（被害者・加害者）、周囲の児童、いじめのきっかけなどを聞き取り、記録をする。
- ② 個々に聞き取りをすることを原則とする。
(被害者 → 周囲の児童 → 加害者の順が望ましい)
- ③ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

(2) 対応の方針

- ① 指導のねらい・方法を明確にする。
- ② 全職員の共通理解を図る。
- ③ 関係する児童、保護者等と対応する教職員の役割分担の確認をする。
- ④ 教育委員会や教育関係諸機関と連携を図るようにする。

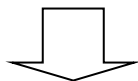
(3) いじめを受けた児童への対応

- ① 受容・傾聴・共感の立場で
 - ・ 「最後まで守ってくれる」という安心感を与え、必ず解決させるという強い意志を表す。
 - ・ 仕返しなどの不安感を取り除き、支援の姿勢を示す。
 - ・ 子どもの立場に立って理解し、信頼関係をつくり、精神的苦痛を共感的に理解する。

- ・ 悩みを自分だけで、抱え込まず、必ず親、兄弟、教職員、友達、相談員など誰かに相談することの大切さを十分指導する。また、短絡的な行動をおこさないように、「命の大切さ」や「生きることの素晴らしさ」を教える。
- ・ 活躍の場や機会を多く設定し、自ら進んで取り組める中で認め励ます。

② 共に解決を考える

解決に向けての児童の希望を受け入れる。



- 寄り添う気持ちで、共に解決方法を考える。
 - ・ 友人関係に気を配り、授業以外の諸活動においても具体的な行動の取り方を相談する。
 - ・ 教師全体が子どもの毎日の生活をしっかりと見守る。

③ 緊急避難としての対応

- ・ 本人及び保護者の同意により、緊急避難として別室での登校・保健室登校等、または一時欠席等の弾力的な対応を行う。

(4) いじめを受けた児童の保護者への対応

① 保護者の言い分を共感的に受け止める

- ・ 毅然とした態度でいじめ解決に取り組む姿勢で、事実関係を正確に知らせ、保護者の意向や考えを謙虚に聞く。
- ・ 一方で、加害者への一方的な非難にならないように気を配りながら、いじめ解決に向けての取組を理解してもらい、協力を得るようにする。
- ・ いじめの訴えはもちろんのこと、その他のどんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。

② 学校の方針について理解を求める

- ・ 学校として徹底的に、子どもを守り、支援していくことを伝える。
- ・ いじめ解決に向けた具体的な手立てを提示し理解を求め、進捗状況を伝える。

③ 家庭との連携

- ・ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等をすべて保護者に伝える。
- ・ 学校での生活の様子を、家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面接や家庭訪問を行う等、継続的に保護者と連携を図る。
- ・ 場合により、緊急避難としての別室での登校や保健室登校等、または欠席等の弾力的な対応も相談していく考えを伝える。
- ・ 家庭においても児童の様子に十分注意をしてもらい、小さな変化についても学校に連絡してもらうように協力を求める。
- ・ 保護者に「命の大切さ」や「人生」について一緒に考える大切さを伝える。

(5) いじめた児童への対応

① 指導の基本

- ・ いじめは絶対許されない行為であるという認識に立って毅然とした指導で臨むが、いじめを行った背景にも留意しつつ指導に当たる。
- ・ 自分の行為を内省させ、これからの自分の言動を考えさせる。

② 事実の確認

- ・ いじめられた児童の聞き取りをもとに、事実確認を行う。

③ 指導の留意点

- ・ いじめを許されない行為であると理解させ、自分が加害者であるということを悟らせる。
- ・ いじめに至った自分の心情等を振り返らせ、今後の言動について考えさせる。
- ・ 指導後も、心の成長となるような関わりを続けていく。

(6) いじめた児童生徒の保護者への対応

① 事実関係を正確に伝え、その場で事実確認をする。

- ・ 事実を経過と共に伝え、冷静に話を聞いて、いじめをしたという自覚があるか、また自分のほかに中心的な存在がいるか等を確認する。

② 学校の取組の説明

- ・ 学校としての今後の方針を説明し、理解・協力を得る。
- ・ いじめを与えた児童に謝罪等について話し合う。

③ 家庭における取組

- ・ いじめられる側の心情を十分に説明し、今後の人生や生き方などについて一緒に考えてもらう。
- ・ 保護者の謝罪などの言動が、何より児童の言動を正すことになることを説明する。

(7) 周囲の児童への指導 ※ 児童の中に傍観者を作らない指導

① 指導の基本

- ・ 直接関わらなくても、いじめは絶対許されない行為であるという認識に立って毅然とした指導で臨む。
- ・ いじめは、個人の問題だけでなく、学級や学年などの集団全体の問題として対応する。

② 事実確認

- ・ いじめのことを話すことは、人権と命を守る正当な行為であることを理解させる。
- ・ いじめのことを話すことで、自分が不利にならないことを理解させ、新たないじめにつながらないようにする。

③ 指導の留意点

- ・ 周りにいる者も、いじている者への暗黙の是認となり、関係になることやいじめられている者にとって、その行為を強化する働きをしていることを理解させる。
- ・ いじめられている者が、自分たちをどう見ていたかを考えさせ、これからどうすべきか考えさせる。

- ・ 学級活動や道徳の学習で、いじめられている者の心の苦しさを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの心の弱さに焦点を当てて指導することが大切である。

6 ネット上のいじめについて

(1) 掲示板・ブログ・プロフィールでの「ネット上のいじめ」の定義

- ・ インターネット上の掲示板やブログ（ウェブログ）、プロフィール（プロフィールサイト）に、特定の子どもの誹謗・中傷を書き込むいじめのこと。

(2) ネット上のいじめの事例

事例①(ネット上に個人情報を無断で掲載)

- ・ 掲示板やブログ、プロフィールに、本人に無断で、実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真等の個人情報が掲載され、そのために迷惑メールが届くようになる。
- ・ 容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込みをされ、クラス全体から無視されるなどのいじめにつながったケースがある。

事例②(特定の児童になりすましてネット上に掲載)

- ・ 特定の子どもになりすまして、無断でプロフィールなどを作成し、その特定の子どもの電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載する。そして、「暇だから電話して」などと書き込みをしたことにより、個人情報を掲載された児童生徒に、他人から電話がかかってくるなどの被害を受ける。

事例③(メールでの「ネット上のいじめ」)

- ・ メールで特定の児童に対して誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。(インターネット上から、無料で複数のメールアドレスを取得できるため(サブアドレス)いじめられている子どもには、誰からメールを送信されているのか判らないこともある。)
- ・ 特定の児童を誹謗・中傷する内容のメールを作成し、チェーンメール(複数の人物に対して送信するように促すメールのこと)を、同一学校の複数の児童に送信することで、当該の児童への誹謗・中傷が学校全体に広まったケースがある。
- ・ 第三者になりすまして、「なりすましメール」で誹謗・中傷の書き込み等を行う。
- ・ 口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、誹謗・中傷の書き込み等を行う。

(3) ネット上のいじめへの対応

① 内容の把握

- ・ 誹謗・中傷等の書き込みの相談が児童・保護者等からあった場合、その内容を確認し、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトする。

② 掲示板等の管理者に削除依頼

- ・ 掲示板のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探し、該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示される。

そのページに、件名・内容等の事項を書き込んで、送信すると、管理者にメールが届く。

(先に「利用規約」等にかかれている削除依頼方法を確認する。)

- ・ 掲示板等のプロバイダに削除依頼しても削除されない場合や、管理者への連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

(4) 児童生徒への指導のポイント

- ① 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ② 掲示板への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ③ 未然防止のための啓発活動
 - ※ 県警による、「インターネット犯罪防止教室」開催 H25実施
 - ※ 毎年、5年生が情報モラルについて、外部講師による講話等で学習する。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
- 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
（年間30日を目安、一定期間連続して欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手）
※ 「児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

(2) 学校の設置者への報告

(3) 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

① 学校が調査主体となる場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

ア 学校の下に、**重大事態の調査組織を設置**する。

- ・ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

※ 第三者機関の設置

主任児童委員、町内会長代表、学識経験者、当該者が要請した人物

- ※ なお、設置に当たっては、その運用も含め、県教委のスーパーバイザーのアドバイスを参考にしていく。

イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢をもつ。
- ・ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

- ・ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠る

ようなことがないようにする。

- ・ 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。

エ 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長に報告）

- ・ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめをうけた児童又は、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

オ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。